

平成29年8月24日

姫路市長 石見利勝

「音楽のまち・ひめじ」ロゴマークの利用に関する要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークのデザイン及び利用方法は、「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク利用ガイドライン（平成29年8月策定）のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、本市に属する。

(利用の申請等)

第4条 ロゴマークを利用しようとする者は、あらかじめ、「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク利用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認（以下「利用承認」という。）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市が利用するとき。
- (2) 市が主催し、共催し、又は後援する事業等（音楽に関するものに限る。）のために利用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で利用するとき。
- (4) 市の後援を受けた音楽事業の広報目的で利用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による利用の申請があったときは、その内容を審査し、利用承認の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、条件を付した上で利用承認をすることができ

る。

3 前項の決定は、「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク利用承認書（様式第2号）又は「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク利用不承認書（様式第3号）をもって行う。

(利用承認の制限)

第5条 市長は、ロゴマークの利用目的又は利用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認をしないものとする。

- (1) 市の文化振興施策を阻害し、又は阻害するおそれがあるとき。
- (2) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、ロゴマークを独占的に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を市が支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用するとき。
- (7) 利用しようとする者（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるとき。
- (8) その他その利用目的又は利用方法が著しく不適當であると市長が認めるとき。

(利用料)

第6条 ロゴマークの利用料は、無料とする。

(利用期間)

第7条 利用承認を受けた者（以下「利用承認者」という。）がロゴマークを利用できる期間は、最長1年とする。

2 利用承認者が1年を超えてロゴマークを利用しようとするときは、再度「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク利用申請書（様式第1号）を市長に提出し、利用承認を受けなければならない。

(利用上の遵守事項)

第8条 利用承認者及び第4条第1項ただし書の規定により利用承認を受けずにロゴマークを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 利用承認を受けた目的又は第4条第1項各号に規定する目的若しくは利用方法にのみロゴマークを利用すること。
- (2) ロゴマークの利用に関する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク利用ガイドラインに従い適正に利用すること。

(4) ロゴマークの利用に係るちらし、ポスターその他の成果物を市長に提出すること。ただし、当該成果物の提出が困難であると認められるものについては、説明図や写真等をもって代えることができる。

(販売状況の報告)

第9条 利用承認者がロゴマークを営利目的で利用する場合は、四半期ごとに「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク利用商品等販売状況報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(利用承認内容の変更)

第10条 利用承認者が利用承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク利用変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定するものとする。

3 前項の決定は、第1項の規定により提出された「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク利用変更申請書の写しに、承認又は不承認の別及び不承認の場合はその理由を記入したものを交付して行う。

4 利用承認者は、利用承認の内容変更があった後においても、第8条の規定を遵守しなければならない。

(権利設定の禁止)

第11条 利用承認者及び第4条第1項ただし書の規定により利用承認を受けずにロゴマークを利用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、ロゴマークに係る著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(利用の中止)

第12条 利用承認者は、ロゴマークの使用を取り止めた場合又は承認基準を満たさなくなった場合には、速やかに「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク利用中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をしたときには、利用承認者は、届出日をもってロゴマークの使用を直ちに中止しなければならない。

(利用承認の取消し等)

第13条 市長は、利用承認者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用承認を取り消し、利用承認者に対し、市長が必要と認める措置を講ずるよう請求することができる。

- (1) この要綱又は「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク利用ガイドラインに違反したとき。
- (2) 「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク利用申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 第4条第2項の規定による利用承認に付した条件に違反したとき。
- (4) ロゴマークの利用目的又は利用方法が第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定による利用承認の取消しは、「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク利用承認取消通知書（様式第7号）をもって行う。

3 市は、第1項の規定による利用承認の取消しにより利用承認者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほかロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第4条第1項第2号の規定は、この要綱の施行の日以後のロゴマークの利用について適用し、同日前のロゴマークの利用については、なお従前の例による。